



国分寺市監委告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年12月26日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第 1629 号

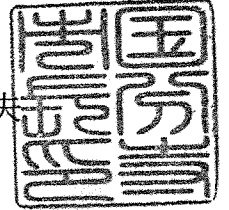
令和元年 12 月 23 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 30 年度定期監査の結果に関する報告書の提出について (報告)

平成31年 3 月 27 日付け国監発第44号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成30年度第2回定期監査の結果に関する報告書

(まちづくり部)

1 備品管理について（まちづくり部共通）

機構改革等による備品の管理換えが要因の一つと考えられるが、各課の備品と備品一覧が一致しない状況が見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

(措置内容)

駅周辺整備課については、指摘を受け改めて課内すべての備品と備品一覧を突合してチェックを行い、不一致を解消しました。

第2庁舎2階に事務室を構える課については、対象となる物品数が多いことや、まちづくり部全体、物品によっては建設環境部等との調整が必要なものも見受けられるため、対応に時間を要しますが、横断的に連携して速やかに整合を図るよう改めました。

2 国分寺市環境基本条例に基づく推進体制について（まちづくり計画課）

環境の保全、回復及び創造に係る推進体制に関しては「国分寺市環境基本条例」を基本としつつ、これまでの取組を検証し今後必要な対応を図られたい。

(措置内容)

国分寺市環境基本条例に定める、環境の保全、回復及び創造に係る推進体制に関しては、環境ひろばで御意見を伺いながら取組内容・方法の見直しを図っています。

3 国分寺市環境審議会委員の委嘱について（まちづくり計画課）

任期途中における委員の交代に係る解嘱・委嘱等手続きの起案に関し、それぞれの日付に一部整合性にかけるものが見受けられた。審議会委員委嘱に関する手続きに関しては、委嘱日に合わせて事務手続きを進められたい。

（措置内容）

任期途中の委員の交代に係る解嘱・委嘱等手続きに関しましては、課内で手続きを再確認しました。今後は委嘱日等に留意して適切な事務手続きをすることに改めました。

※現在まで、任期途中の委員の交代はありません。

4 文書の作成・保存について（駅周辺整備課）

起案文書等意思決定にかかわるものについて、その意思形成過程を文書に残しておくことが望ましいものがあった。文書作成に当たっては、意思形成過程を含む透明性の確保とわかりやすい内容とすることに一層留意いただくとともに、その保存に関しては歴史的価値にも留意し管理いただきたい。

（措置内容）

起案文書等意思決定にかかわるものについては、その意思形成過程を明確に文書に記録しておくことを再度確認し徹底することとしました。さらに文書作成に当たっては、現在の担当者以外の誰が見てもわかりやすく透明性が確保できるよう留意することとしており、当該視点で複数の目でチェックすることとしました。また、文書の保存については、作成時に保存年限の妥当性をチェックするとともに、外部委託倉庫に保管されている文書についても、保存文書のリストを作成し、適切に保管、管理を行うこと

としました。

5 助成金申請の添付書類について（建築指導課）

緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成金申請の添付書類について一部不備が見受けられた。添付書類については、要件を満たしているのか確認を行い、必要に応じ添付書類の補正を求めるよう徹底いただきたい。

（措置内容）

申請書の添付書類について、各担当、文書取扱担当者及び文書管理責任者のそれぞれが書類要件を満たしているかの確認を徹底することに改めました。

助成金申請に係る事務を円滑に執行するため、助成規則及び交付要綱等をその都度確認し、文書事務に係る各担当の意識を高め、適正な事務執行を図っていきます。

具体的には、所有権を証する書面に関する発行日及び発行機関印の確認、分譲マンション管理組合規定等に基づく必要な署名等について確認を徹底します。